福知山市議会議員の政治倫理基準の違反に関する申立・審査請求の流れ

議員の任期開始の日から30日以内に政治倫理基準を遵守する旨の宣誓　宣誓書（様式第1）

議員による政治倫理基準（条例第5条の17項目）に違反する疑いがある事案の発生

違反行為のあった日から6か月以内

❶早期の問題解決を図りたい
（1人で申立てたい）

申立てができる方
①福知山市の有権者
②福知山市の職員・特別職
③指定法人等の職員・役員
④福知山市議会議員

申立者から議長に提出
1.政治倫理基準違反申立書
（様式第2）
2.違反する疑いがあることを
明らかにする資料
3.議長が必要と認める書類
（本人確認書類等）

議長から申立対象議員に通知
政治倫理基準違反申立通知書
（様式第3）

30日以内

申立対象議員から議長に提出
政治倫理基準違反申立対応書
（様式第4）

議長から申立者に通知
政治倫理基準違反申立対応
通知書（様式第5）

対応が十分
（終了）

対応が不十分

申立者から議長に提出
政治倫理基準違反説明申出書
（様式第6）

申立者が協議等の場に出席
申立対象議員を除く議員に説明
（非公開）

❷違反行為の有無を審査してほしい

違反行為のあった日から1年以内

審査請求ができる方

①福知山市の有権者30人以上

審査請求書を提出する日
前30日以内（選挙期間中
を除く）に署名を収集

福知山市の有権者から署名を収集
審査請求署名簿（様式第9）による

請求代表者から議長に提出
1. 政治倫理基準違反審査請求書
（有権者用）（様式第7）
2. 審査請求署名簿（様式第9）
3. 違反する疑いがあることを明らかに
する資料

②福知山市議会議員3人以上
（2以上の異なる会派の議員）

請求代表者から議長に提出
1. 政治倫理基準違反審査請求書
（議員用）（様式第8）
2. 違反する疑いがあることを明らかに
する資料

審査請求書等に形式上の不備がなく、審査請求の要件を満たしているか？

Yes

No

①審査請求書等に形式上
の不備があったとき
議長から請求代表者に通知
審査請求補正要求書
（様式第10）

14日以内

請求代表者から議長に提出
補正した審査請求書等

②審査請求の要件を満た
していないとき
議長から請求代表者に通知
却下通知書（様式第11）

福知山市議会政治倫理審査会の設置
（審査請求を行った議員と審査対象議員を除く9人以内の議員で構成）

議長から請求代表者と審査対象議員に通知　審査会設置通知書（様式第12）

福知山市議会政治倫理審査会の審査（非公開）

・審査会で意見・事情の聴取
・審査会から請求代表者、審
査対象議員、関係者に資料を
要求
要求書（様式第13）

・審査会で口頭で弁明
・審査会に弁明書を提出
弁明請求書（様式第14）

審査会から審査結果を議長に報告　審査結果報告書（様式第15）

議長から請求代表者と審査対象議員に通知　審査結果通知書（様式第16）

審査の結果、違反行為があると認められたとき
審査対象議員が自ら必要な措置を

講じる（対応が十分）

講じない（対応が不十分）
議会の議決により必要な措置
を講じる（議員辞職勧告等）

議長による概要の公表
・市議会ホームページ
・市議会だより